

「島根県結婚支援コンシェルジュ業務」委託仕様書

1 委託業務の名称

「島根県結婚支援コンシェルジュ業務」委託

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 事業目的及び事業目標

(1) 事業目的

島根県内の結婚を希望する独身者の希望がかなう環境を整備するため、各市町村間の連携及び事業広域化等により市町村の結婚支援事業の強化を図るとともに、しまね縁結びサポート企業等の民間団体への働きかけや、参加しやすい広域イベント等を実施することにより、島根県内の婚活の活性化や結婚に対する機運醸成を図ることを目的として、島根県結婚支援コンシェルジュ事業を実施する。

(2) 事業目標

「4 委託業務」で示す以下の業務について、単年度で次に示す目標の達成を目指すこと。

- (2) については、合計 200 名の受講者
- (3) については、合計 40 名の参加者
- (5) については、合計 500 名のアンケート回収
- (6) については、合計 60 名の参加者

4 委託業務

以下の業務を行うこと。なお、県も含めた全体の業務分担は「別紙1」のとおり。

- (1) しまね結婚支援施策推進会議業務
- (2) 社会人向けライフプラン設計セミナー業務
- (3) 県内広域イベント業務
- (4) 県内市町村フォローアップ業務
- (5) 企業等フォローアップ業務
- (6) 企業等管理監督者向け研修業務
- (7) こども家庭庁結婚支援コンシェルジュ会議業務

5 業務内容

(1) しまね結婚支援施策推進会議業務

[目的] 島根県が主催する「しまね結婚支援施策推進会議」に参加し、島根県内の市町村結婚支援担当職員のスキルアップ及び市町村間の連携強化による効果的な結婚支援事業等への助言等を行う。

[時期] 年1回

[場所] 松江市内

[内容] ①市町村担当者スキルアップセミナーの講師選定、謝金等の支払い

②イベント企画運営、ライフプランセミナーの紹介

[備考] ※講師の人選、セミナー内容については、事前に県と協議の上決定すること。

(2) 社会人向けライフプラン設計セミナー業務

[目的] ライフプラン設計を通じて、若手社会人に結婚・子育てを身近に感じてもらい、将来の生活を自ら考える機会を創出する。

[対象] 県内の若手社会人（しまね縁結びサポート企業、一般企業・団体の若手従業員ほか

[内容] ①社会人向けライフプラン設計セミナーの実施

・以下の2種類のセミナーを実施する

	会場集客型セミナー	企業等への出張セミナー
回数	7回程度/年	3回程度/年
定員	20～35名程度/回	5～20名程度/回
会場	受託者が準備	企業が準備
時間	90分程度（休憩含む）	90分程度（休憩含む）
運営	職員を現地に派遣	職員を現地に派遣
講師	現地またはオンライン	オンライン
参加者募集・管理	受託者が実施	企業が実施
実施準備・計画	・一部市町村とは共催で実施すること ・日程・会場・定員等について事前に県と協議の上決定し、実施すること	・企業向けの広報資料(チラシ等)を作成し、企業訪問等により企業に実施を依頼すること ・実施にあたっては日時・会場・参加人数等について企業と調整を行うこと

※セミナーでは受講者の主体的な個人ワークを行うなど、自らのライフプランについて考える時間を設けること

※受講者へのアンケートを実施すること

②教材作成

・社会人向けライフプラン設計セミナーの冊子教材の作成

・社会人向けライフプラン設計セミナーの動画教材の作成

※時間は30分～1時間程度とすること

※動画の内容は①で使用する冊子教材を活用し、主に新婚世帯を想定した内容にすること

※作成した動画はYouTube等への掲載が可能な形式でデータを県に納品すること

[備考] ※講座内容等については、事前に県と協議すること。(ライブイベントに応じた必要な資金、結婚・子育てに関する統計データ、仕事と家庭の両立支援に関する統計データ、妊娠・出産の正しい知識等を含むものとする。)

※教材については、結婚・子育てに関する各種統計データを活用するとともに、他自治体の事例を参考とし、作成すること。また、講座に参加できない企業等にも積極的に配布することとし、配布先・部数等については事前に県と協議の上作成すること。

(3) 県内広域イベント業務

[目的] 結婚を希望する独身者が参加しやすい広域的な出会いの場（イベント）を創出する。

[回数] 2回／年

[対象] 県内在住・在勤の独身の方を中心とするが、県外在住者に向けた広報も行うこと

[規模] 20～30名程度／回（男女半数ずつ）

[内容] 企画立案、会場確保、イベント広報、参加者募集・管理、当日運営（現地）

[備考] ※イベント内容等については、事前に県と打合せ・調整の上決定すること。

※イベント内容については、男性の魅力アップのためのセミナーや、女性のメイク・フォト体験、レクリエーションや創作活動・体験活動・散策等を取り入れること。
※十分な集客期間を確保するため、イベント実施の約2か月前までに募集を開始すること。

※イベント参加者に対して、一般社団法人しまね縁結びサポートセンターが実施する縁結びボランティア「はぴこ」や、コンピューターマッチング「しまコ」の周知を行うこと。

※現地への職員派遣を必須とする。

※参加者へのアンケートを実施すること。

(4) 県内市町村フォローアップ業務

[目的] 訪問・オンラインによる市町村が実施する結婚支援事業に対する相談対応や現状把握、イベント等の近隣企業等への情報提供により、市町村が実施する結婚支援事業の支援を行う。

[時期] 委託契約締結後、随時

[内容] ①市町村相談窓口対応（随時相談）

・市町村からのイベント開催等に係る相談窓口の設置

②市町村が実施するイベント等の近隣企業等への情報提供

③県が主催する「県内圏域別ブロック会議」への参加

（県東部、県西部、隠岐）（年3回）

・広域的なイベント実施等に向けた市町村間の議論への参加、助言

[備考] ※市町村からの相談（助言）内容については、県と共有すること。

(5) 企業等フォローアップ業務

[目的] 訪問等による企業等の取組の現状把握や従業員等への意識調査により、ニーズに応じた施策検討を行うとともに、イベント、セミナー等の各種情報提供やしまね縁結びサポート企業への登録の働きかけを行う。

[時期] 委託契約締結後、随時

[対象] しまね縁結びサポート企業、一般企業・団体ほか

[内容] 企業等訪問

- ・企業等における取組の現状把握
- ・担当者、従業員等に対する意識調査（アンケート等）
- ・県内広域イベント、社会人向けライフプラン設計セミナー（会場集客型）、企業等管理監督者向け研修会、市町村が実施するイベント等の広報
- ・社会人向けライフプラン設計セミナー（企業等への出張セミナー）実施の依頼
- ・しまね縁結びサポート企業の周知、登録の働きかけ

[備考] ※訪問先の企業等については、事前に訪問計画（企業、日時等）を作成し、県と協議の上決定すること。

※企業等訪問の一部については県も同行する。

※訪問等で収集した情報等については、県と共有すること。

※広報チラシやアンケート等の配布物については、事前に県と協議すること。

（6）企業等管理監督者向け研修業務

[目的] 企業等の管理監督者が近年の結婚、婚活の状況を知るとともに、企業・団体としてできる独身従業員向けの結婚支援や、パワハラ・セクハラにならないような配慮・方法について学ぶ研修会を開催する。また、しまね縁結びサポート企業制度を紹介し、登録促進につなげる。

[回数] 年2回（東部地区1回、西部地区1回）

[対象] ①しまね縁結びサポート企業等の管理監督者等

②県内各市町村結婚支援担当者

③しまね縁結びサポートセンター職員

[内容] ①研修会準備

- ・講師選定、謝金等の支払い
- ・しまね縁結びサポート企業等への研修会周知・集客など

②研修会運営補助

[備考] ※講師の人選、講義内容等については、事前に県と協議の上決定すること。

※周知・集客については、しまね縁結びサポート企業だけでなく、商工会議所等と連携し、それ以外の企業等についても積極的にアプローチすること。

※広報チラシ等の配布物については、事前に県と協議すること。

※研修会当日の進行は県が実施する。

（7）こども家庭庁結婚支援コンシェルジュ会議業務

[回数] 年2回（予定）

[内容] 子ども家庭庁が主催する会議に、結婚支援コンシェルジュとして島根県とともに参加する。

6 業務管理・進行

(1) 業務計画・実施状況報告書

委託契約締結後、本業務における目標、作業項目と役割分担、スケジュール、体制および業務管理方法等を記した「業務計画・実施状況報告書」（様式任意）を作成し、提出すること。

(2) 打合せ

- ・ 県と2ヶ月に1回程度の定例のミーティングを行い、議事録を作成し、ミーティング後に県に提出すること。
- ・ 定例ミーティングの議題は以下とし、業務計画・実施状況報告書の更新を行う。
 - ・ 年間スケジュールの検討、進捗状況の確認
 - ・ ライフプラン設計セミナーのスケジュール・集客・実施状況の報告
 - ・ 広域イベントのスケジュール・集客・実施状況の報告
 - ・ 市町村フォローアップ、企業等フォローアップの実施状況
 - ・ その他情報共有、検討が必要な事項

7 納品する成果品

(1) 成果品について

- ・ 本委託業務において作成する成果品については、その媒体にかかわらず、事前に県による内容確認を受けること。
- ・ 納品にあたっては、紙媒体及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R）とすること。

(2) 委託業務完了報告書

- ・ 委託業務完了の日から起算して10日を経過した日または令和9年3月31日のいずれか早い日までに、「委託業務完了報告書」（様式任意）を提出して完了検査を受けること。
- ・ 本事業の目的及び目標は3のとおりであり、その達成に向けた取組内容及びその達成状況については、報告書に必ず盛り込むこと。